

一般統計調査

(社会保険・社会保障等)

53

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・介護事業実態調査 (介護事業経営概況調 査及び介護事業経営実 態調査及び介護従事者 処遇状況等調査※)の 統合) 【老健局】	220,907	2010年	平成21年度介護報酬改定及 び介護職員処遇改善交付金 の影響による介護従事者の処 遇改善の状況を把握すると ともに、介護保険施設・事業所 の経営状態を把握すること により、次期介護報酬改定に必 要な基礎資料を得る。	・介護報酬改定	292		0	0	0	0	0
・社会医療診療行為別 調査 【大臣官房統計情報 部】	154,689	1955年	全国健康保険協会管掌健康 保険、組合管掌健康保険、国 民健康保険及び後期高齢者 医療制度における医療の給付 の受給者にかかる診療行為の 内容、傷病の状況、調剤行為 の内容及び薬剤の使用状況 等を明らかにし、医療保険行 政に必要な基礎資料を得る。	・中央社会保険医療協議会等における診療報酬 改定の検討資料	64,987	15,647	57	56	1		
・医療経済実態調査(医 療機関等調査) 【保険局】	88,890 (H21)	1970年	病院、一般診療所及び歯科診 療所並びに保険薬局における 医療経営等の実態を明らかに し、社会保険診療報酬に関す る基礎資料を整備することを 目的とし、中央社会保険医療 協議会が実施している。	・中央社会保険医療協議会において、診療報酬 改定に直接使用 ・行政刷新会議及び財務省においても診療報酬 改定の検討資料	14,501	8,951	0	0	0		
・医療経済実態調査(保 険者調査) 【保険局】	1,159 (H21)	1970年	医療保険制度の保険者の財 政状況の実態を把握し、社会 保険診療報酬に関する基礎資 料を整備する。	・中央社会保険医療協議会	1,421	2,963	0	0	0		

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (25卒日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・介護事業実態調査 (介護事業経営概況調査及び介護事業経営実態調査及び介護従事者処遇状況等調査(※)の統合) 【老健局】	郵送/オンライン	介護サービス施設・事業所調査の名簿	層化無作為抽出	①約8,000施設及び事業所 ②約18,000施設及び事業所 ③約25,000施設及び事業所	本省一介護保険施設及び事業所	毎年 (3年間のローテーション)	約6ヶ月	約9ヶ月	82.9% (平成21年度調査)
・社会医療診療行為別調査 【大臣官房統計情報部】	郵送	社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険中央会	層化無作為二段抽出法	診療報酬明細書 約44万枚 調剤報酬明細書 約8万枚	本省一社会保険診療報酬支払基金都道府県支部・都道府県国民健康保険団体連合会	毎年	約1年	約1年6ヶ月	100%
・医療経済実態調査(医療機関等調査) 【保険局】	郵送	社会保険による診療を行っている全国の病院、一般診療所及び歯科診療所並びに1ヶ月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局	DPC対象の有無、病床規模別、地域別等に層化し、一定の抽出率で無作為に抽出する。	約6,700医療機関	本省一民間事業者一対象	2年	中央社会保険医療協議会において診療報酬改定の協議の際の資料として使用することにより公表する。 【前回実績】 調査実施月：平成21年6月 公表時期：平成21年10月30日	平成21年度の調査では、平成21年6月に調査を実施し、平成21年10月30日に公表した。	病院が60.1%、一般診療所が49.1%、歯科診療所が67.9%、保険薬局が72.1% (平成21年度調査)
・医療経済実態調査(保険者調査) 【保険局】	郵送	保険者	悉皆	約1,500保険者	本省一民間事業者一対象	2年	10月	6ヶ月以内	100%

55

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票の回収・整理	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・介護事業実態調査 (介護事業経営概況調査及び介護事業経営実態調査及び介護従事者処遇状況等調査(※)の統合) 【老健局】	○	○	○	○	○	○		平成22年度より3事業を統合して実施 ※毎年テーマ変更あり
・社会医療診療行為別調査 【大臣官房統計情報部】		○		○ (調査票のみ)	○		データ符号化	H21.6.25概況公表
・医療経済実態調査(医療機関等調査) 【保険局】		○	○	○	○	○		
・医療経済実態調査(保険者調査) 【保険局】		○	○	○	○	○		調査は21年度実施済

56

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省年HP分)	二次利用 件数	32条		33条
・介護サービス施設・事業所調査 【大臣官房統計情報部】	88,749	2000年	全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得る。	・介護報酬改定における利用 ・介護保険事業計画の策定における利用	44,154	48,376	12	10		2
・公的年金加入状況等調査 【年金局】	85,173	1983年	世帯員個々の公的年金加入状況、世帯の状況、就業状況、公的年金に関する周知度等を把握することにより、年金の事業運営のための基礎資料を得るとともに、「新年金制度の基本原則」に則った新年金制度関連法案について、平成25年度の成立を目指すこととしており、その検討のための基礎資料を得る。	・年金制度の現状把握や年金の未加入者対策等 公的年金事業の運営に必要な資料であり、国会対応や審議会等の資料	-	4,170	0	0		0
・国民年金被保険者実態調査 【年金局】	64,260 (H20)	1987年	国民年金第1号被保険者について、保険料の納付状況ごとに、その実態を明らかにし、被保険者の収入、被保険者の国民年金に対する意識、保険料未納の理由など今後の国民年金事業運営に必要な資料を得る。	第1号被保険者における年金制度の現状把握、国民年金保険料の未納対策のための検討資料及び国会対応の資料として活用している。	-	8,542	0	0		0
・社会保障・人口問題基本調査 (社会保障実態調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	37,433 (H19)	2007年	社会保障制度の社会全体の負担と給付の在り方に関する制度横断的な議論に必要な世帯状況とそこに同居する構成員の生活実態などの基礎資料を得る。 具体的には、日本の世帯構成と家計の実態、家族の中で行われる助け合いのしくみ、個人の社会・経済的な活動の実態、現在利用している社会保障制度などについて調べる。	・公的年金、公的医療保険、公的扶助などの社会保障制度の諸政策の立案・改正、特に生活困難を抱える世帯に対する諸制度の検討の際の資料	153	2,443 ※社人研HPへのアクセス数 H21.12.24公表	0	0		0

57

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・介護サービス施設・事業所調査 【大臣官房統計情報部】	郵送	都道府県等からの介護保険施設等の情報	悉皆	約136,200事業所 約183,800利用者	本省一民間事業者一施設・事業所	毎年	約1年4ヶ月	約1年8ヶ月	約90%
・公的年金加入状況等調査 【年金局】	調査員	国民生活基礎調査における調査区	無作為抽出	国民生活基礎調査の調査区のうち、1,800地区内の全世帯の15歳以上の世帯員	本省一日本年金機構一調査員一対象	3年	約1年	約1年	66.9% 平成16年調査(前回)
・国民年金被保険者実態調査 【年金局】	郵送	日本年金機構が保有する被保険者データ	無作為抽出	個人調査:約6万人 市区町村調査:約12万人	個人調査:本省一対象 市区町村調査:本省一市区町村	3年	約1年	約1年	個人調査 37.8%市区町村調査 96.8% 平成20年(前回)
・社会保障・人口問題基本調査 (社会保障実態調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】	調査員	国民生活基礎調査	層化無作為抽出	約16,000世帯	国立社会保障・人口問題研究所一都道府県・指定都市・中核市一保健所一調査員一対象	5年	平成21年12月 (実施より約2年5ヶ月)	平成22年3月(実施より約2年9ヶ月)	68%

58

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備 考
	調査の 企画	調査用品の 印刷	調査用品の 配布・回収	調査審査・研 究委員会	データ 入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・介護サービス施設・事業所調査 【大臣官房統計情報部】		○	○	○	○		20年度より公共サービス改革法に則り実施、調査対象名簿作成	H21.1.23概況公表
・公的年金加入状況等調査 【年金局】		○	○	○	○	○		H19年末実施
・国民年金被保険者実態調査 【年金局】		○	○		○	○		
・社会保障・人口問題基本調査 (社会保障実施調査) 【国立社会保障・人口問題研究所】		○	○		○			社会保障・人口問題基本調査は一つの調査名の下で、複数の調査票のいずれかにより毎年行う調査として整理されており、基本的には公表する統計も毎年一本ずつのため、アクセス数もそれにより大きな差が出る。

59

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	アクセス数 (H21年度労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条
								32条	33条	
・所得再分配調査 【政策統括官】	29,961 (H20)	1962年	社会保障制度における給付と負担、租税制度における負担が所得の分配にどのような影響を与えているかを明らかにし、社会保障施策の浸透状況、影響度を調査し、今後における有効な施策立案の基礎資料を得る。	・経済財政諮問会議、社会保障国民会議、税制調査会等の資料 ・厚生労働白書や、目的外申請による他機関での研究材料	4,617	4,378	4	1		3
・医療費の動向調査 【保険局】	23,218	2006年	審査支払機関で処理された診療報酬等の計数を集計し、医療費の動向を把握する。	・制度改正、制度運営等	366	35,453	0	0		0
・保険医療材料等使用状況調査 【保険局】	18,997 (H21)	1978年	医療材料の使用状況及び実勢価格を把握し、診療報酬改定の基礎資料を得る。	・診療報酬改定の基礎資料	31		0	0		0
・介護給付費実態調査 【大臣官房統計情報部】	15,008	2001年	介護サービスに係る給付費の状況を把握し、介護報酬の改定など、介護保険制度の円滑な運営及び政策の立案に必要な基礎資料を得る。	・介護報酬改定における利用 ・介護保険事業計画の策定における利用	28,534	12,495	16	16		0

60

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・所得再分配調査 【政策統括官】	調査員	国勢調査区	層化無作為抽出	約12,500世帯	本省一都道府県・指定都市・中核市・福祉事務所一調査員一対象	3年	調査実施から約2年	調査実施から約2年	52.4% (H20年調査)
・医療費の動向調査 【保険局】	社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会より必要データを購入	保険者及び保険医療機関等	悉皆	約3,500保険者 約210,000保険医療機関	本省一社会保険診療報酬支払基金 本省一国民健康保険中央会一国民健康保険団体連合会	毎月	おおむね4ヶ月	集計完了後速やかに公表	100%
・保険医療材料等使用状況調査 【保険局】	郵送	保険医療機関	在宅時医学管理又は在宅患者訪問診療を1ヶ月に20件以上行っておりかつ、内科又は呼吸器科を確保している一般診療所、放射線治療施設を有しかつ一般病床が200床以上の一般病院	約2,000医療機関	本省一対象	不定期(約2年)	非公表(前回は平成22年2月12日に調査を元にした中医協資料を公表)	非公表	62.9%
・介護給付費実態調査 【大臣官房統計情報部】	郵送(電磁的記録媒体)	都道府県国民健康保険団体連合会	悉皆	介護予防サービス・介護サービス利用者約380万人の介護給付費明細書及び給付管理票	本省一都道府県国民健康保険団体連合会	毎月	約2ヶ月	約9ヶ月	100%

61

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票審査・送致照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・所得再分配調査 【政策統括官】		○	○	○ (個票審査のみ)	○	○		
・医療費の動向調査 【保険局】								
・保険医療材料等使用状況調査 【保険局】		○	○			○		
・介護給付費実態調査 【大臣官房統計情報部】		○	○					H21.7.30概況公表(年度報)

62

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条	33条
・歯科技工料調査 【保険局】	6,266 (H21)	1979年	歯冠修復及び欠損補綴に際して用いられる各種歯科技工物の歯科技工料を調査し、歯科保険医療について検討するための基礎資料を得る。	・診療報酬改定の基礎資料	31		0	0	0
・年金制度基礎調査 【年金局】	5,382	1983年	年金受給者の日常生活、就業状況、世帯の状況等の実態を総合的に把握し、年金が受給者の生活の中でどのような役割を果たしているかをとらえ、年金制度運営のための基礎資料を得る。	・年金制度運営上の基礎資料 ・社会保障国民会議の資料 ・法案の財政影響検討資料	5,447	4,643	0	0	0
・訪問看護療養費実態調査 【保険局】	3,011 (H21)	1988年	訪問看護療養費の実態を把握し、翌年度の診療報酬改定における当該療養費改定の基礎資料とする。	診療報酬改定における基礎資料とすることを予定。	43		0	0	0
・健康保険・船員保険被保険者実態調査 【保険局】	1,604	1966年	健康保険・船員保険の被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、所屬する事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄等を把握し、制度運営のための基礎資料を得る。	・高齢者医療制度改革会議資料、制度改正、制度運営等	7,929		0	0	0

63

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・歯科技工料調査 【保険局】	郵送	歯科医療機関及び 歯科技工所	歯科医療機関については、100分の1、歯科技工所については、10分の1の抽出率によって無作為に抽出。	約1,200歯科医療機関及び歯科技工所	本省一対象	2年	非公表(前回は平成22年2月12日に調査を元にした中医協資料を公表)	非公表	歯科医療機関が57.0%歯科技工所が44.6%
・年金制度基礎調査 【年金局】	郵送	日本年金機構が保有する年金受給者データ	無作為抽出	27,000人	本省一対象	毎年	約1年	約1年	60%
・訪問看護療養費実態調査 【保険局】	郵送	審査支払機関	無作為抽出	約25,000人	本省一審査支払機関	2年	中央社会保険医療協議会での審議状況等を踏まえ公表する。(前回は平成22年11月11日に調査を元にした中医協資料を公表)	未定	100%
・健康保険・船員保険被保険者実態調査 【保険局】	郵送	組合管掌健康保険の被保険者及び船員保険の被保険者	組合管掌…無作為 船員保険…悉皆	組合…300,000人 船保…65000人	本省一地方厚生局一 保険者(健康保険組合)	毎年	10月	1年以内	100%

64

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備 考
	調査の 企画	調査用品の 印刷	調査用品の 配布・回収	調査書査・疑 義照会	データ 入力	集計	その他 (分類不純、留意事項など)	
・歯科技工料調査 【保険局】		○	○			○		
・年金制度基礎調査 【年金局】		○	○		○	○		
・訪問看護療養費実態 調査 【保険局】		○				○		
・健康保険・船員保険被 保険者実態調査 【保険局】		○			○			

一般統計調査 (雇用・労働関係)

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年01- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条	33条
・雇用動向調査 【大臣官房統計情報 部】	54,465	1964年	主要産業の事業所における入 職者、離職者等についての属 性、入職及び離職に関する事 情等について調査し、労働力 の移動の実態を明らかにす る。	・雇用対策基本計画、労働移動支援助成金及び 高年齢者等職業安定対策基本方針等の参考指 標	22,683	15,347	2	0	2
・能力開発基本調査 【職業能力開発局】	49,812	2006年	我が国の企業、事業所及び労 働者の能力開発の実態を明ら かにし、職業能力開発行政に 資する。	・新成長戦略、雇用戦略対話、労働政策審議会、 職業能力開発分科会等における施策の目標設 定等	13,985	7,026	0	0	2
・労働安全衛生特別調 査(労働環境調査) 【大臣官房統計情報 部】	46,192 (H18)	1976年	危険有害業務の状況及び労 働環境の変化等の労働者へ の影響を把握し、快適な職場 環境の形成を含めた今後の労 働安全衛生行政運営上の基 礎資料として、労働安全衛生 対策の推進に資する。	・「労働災害防止計画」 ・安全衛生対策関係通達の策定に当たっての資 料	6,847	1,871	0	0	0
・労働安全衛生特別調 査(労働安全衛生基本 調査) 【大臣官房統計情報 部】	32,522 (H22)	1966年	事業所が行っている安全衛生 管理、労働災害防止活動及び 安全衛生教育の実施状況等 の実態並びにそこで働く労働 者の労働災害防止等に対する 意識を把握し、今後の労働安 全衛生行政を推進するための 基礎資料を得る。	・「労働災害防止計画」 ・安全衛生対策関係通達の策定に当たっての資 料	3,184	1,949			
・労働安全衛生特別調 査(労働者健康状況調 査) 【大臣官房統計情報 部】	31,624 (H19)	1974年	労働者の健康状況、健康管理 の推進状況等を把握し、労働 者の健康確保対策、自主的な 健康管理の推進等労働衛生 行政の推進に資する。	・「労働災害防止計画」 ・安全衛生対策関係通達の策定に当たっての資 料	9,919	5,275	0	0	0

67

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客休数	調査の流れ	調査の 実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・雇用動向調査 【大臣官房統計情報 部】	調査員	平成18年事業所・企 業統計調査、毎月 動労統計調査	事業所 票：雇化 無作為抽 出 個人票： 抽出事業 所から無 雇化無作 為抽出	29,250事業所 321,000人(入職者) 260,000人(離職者)	本省一都道府県労働 局一公共職業安定所 一調査員一対象	毎年7.1月	約6～8ヶ月	約11ヶ月	(事業所 票)70.8% (入職者 票)64.4% (離職者 票)62.9%
・能力開発基本調査 【職業能力開発局】	調査員/郵 送	事業所・母集団デー タベース	企業：約7,100 事業所：約6,700 労働者：約28,000	・企業：本省一民間事 業所一対象企業 ・事業所：本省一民間 事業所一調査員一対 象事業所 ・個人：本省一民間事 業所一調査員一対 象事業所一対象労働者	毎年	7ヶ月	9か月間	企業：45% 事業所： 66.7% 労働者： 40.3%	
・労働安全衛生特別調 査(労働環境調査) 【大臣官房統計情報 部】	郵送	事業所・ 企業統計調査	雇化無作 為抽出	約12,700事業所 約600工事現場 約13,300労働者	本省一対象	毎年 (5年ロー テーショ ン)	約11ヶ月	約16ヶ月	約67%
・労働安全衛生特別調 査(労働安全衛生基本 調査) 【大臣官房統計情報 部】	郵送	事業所・ 企業統計調査	雇化無作 為抽出	約12,000事業所、 約18,000労働者	本省一対象	毎年 (5年ロー テーショ ン)	約11ヶ月	約16ヶ月	約70%
・労働安全衛生特別調 査(労働者健康状況調 査) 【大臣官房統計情報 部】	郵送	事業所・ 企業統計調査	雇化無作 為抽出	約14,000事業所 約18,000労働者	本省一対象	毎年 (5年ロー テーショ ン)	約11ヶ月	約16ヶ月	約70%

68

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票・様式照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・雇用動向調査 【大臣官房統計情報部】		○		○ (個票審査のみ)	○	○		
・能力開発基本調査 【職業能力開発局】		○	○	○ (個票審査のみ)	○	○		
・労働安全衛生特別調査(労働環境調査) 【大臣官房統計情報部】		○			○		電話督促	
・労働安全衛生特別調査(労働安全衛生基本調査) 【大臣官房統計情報部】		○			○		電話督促	毎回テーマ変更
・労働安全衛生特別調査(労働者健康状況調査) 【大臣官房統計情報部】		○			○		電話督促	

69

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	アクセス数 (H21年厚労省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条
								32条	33条	
・労働安全衛生特別調査(建設業労働災害防止対策等総合実態調査) 【大臣官房統計情報部】	31,071 (H21)	1994年	建設業における安全衛生管理体制、安全衛生活動、工事の施工体制、現場での安全衛生教育・指導の状況、労働者の安全衛生意識等の実態を把握することにより、今後の労働安全衛生行政運営に資する基礎資料とする。	・「労働災害防止計画」 ・安全衛生対策関係通達の策定に当たった資料	3,219	297	0	0	0	0
・労働安全衛生特別調査(技術革新と労働に関する実態調査) 【大臣官房統計情報部】	30,667 (H20)	1983年	情報通信等の技術革新の進展に伴う労働態様の変化、それに対する労働者の適応、事業所における職場環境や労働者の衛生管理等の実態を把握し、労働安全衛生行政推進のための基礎資料とする。	・「労働災害防止計画」 ・安全衛生対策関係通達の策定に当たった資料	1,893	3,037	0	0	0	0
・雇用構造調査(就業形態の多様化に関する総合実態調査) 【大臣官房統計情報部】	45,254	1956年 (就業形態の多様化に関する総合実態調査は1987年に第1回を開始)	正社員及び正社員以外の労働者のそれぞれの就業形態について、事業所側、労働者側の双方から意識的な面を含めて把握することで、多様な就業形態に関する諸問題に的確に対応した雇用政策の推進等に資する。	・労働政策審議会、有期労働契約研究会、雇用政策研究会等の行政資料	10,302	9,266	2	1	1	1
・雇用構造調査(転職者実態調査) 【大臣官房統計情報部】		1956年 (転職者実態調査は1998年に第1回を開始)	転職者の就業実態を把握することによって、円滑な労働移動を促進し、労働力需給のミスマッチの解消を図るための雇用政策に資する。	・労働政策審議会での行政資料として活用	2,121	5,184	0	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・労働安全衛生特別調査(建設業労働災害防止対策等総合実態調査) 【大臣官房統計情報部】	郵送	事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	約8,500事業所 約3,100工事現場 約11,000労働者	本省一対象	毎年 (5年ローテーション)	約11ヶ月	約16ヶ月	約74%
・労働安全衛生特別調査(技術革新と労働に関する実態調査) 【大臣官房統計情報部】	郵送	事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	約11,000事業所 約16,000労働者	本省一対象	毎年 (5年ローテーション)	約11ヶ月	約16ヶ月	約73%
・雇用構造調査(就業形態の多様化に関する総合実態調査) 【大臣官房統計情報部】	郵送	平成18年事業所・企業統計調査	事業所票:層化無作為抽出 個人票:抽出事業所から無作為抽出	約17,000事業所 約60,000人(労働者)	本省一事業所 本省一民間事業者一事業所一労働者	不定期	約11ヶ月	約18ヶ月	(事業所票) 69.1% (個人票) 56.5%
・雇用構造調査(転職者実態調査) 【大臣官房統計情報部】	調査員/郵送	平成16年事業所・企業統計調査	事業所票:層化無作為抽出 個人票:抽出事業所から無作為抽出	6,721事業所 6,637労働者	・本省一事業所一調査員一公共職業安定所一労働局一本省(事業所票) ・調査員一事業所一労働者一本省(個人票)	不定期	約11ヶ月	約17ヶ月	(事業所票) 69.8% (個人票) 66.6%

71

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に〇)							備 考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票・技術照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留置事項など)	
・労働安全衛生特別調査(建設業労働災害防止対策等総合実態調査) 【大臣官房統計情報部】		○			○		電話督促	
・労働安全衛生特別調査(技術革新と労働に関する実態調査) 【大臣官房統計情報部】								
・雇用構造調査(就業形態の多様化に関する総合実態調査) 【大臣官房統計情報部】		○	○		○		督促	・平成22年調査 ・回収率は平成19年調査の数値
・雇用構造調査(転職者実態調査) 【大臣官房統計情報部】		○	○		○			平成18年調査

72

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
・雇用構造調査(若年者 雇用実態調査) 【大臣官房統計情報 部】		1956年 (若年者雇用 実態調査は 1985年に第1 回を開始)	事業所における若年労働者の 雇用状況及び、若年労働者が どのような就業を希望してい るか、また、実際にそうした就 業ができていない等の就業に 関する意識や状況を把握する ことにより、各種の若年者雇 用対策に資する。	・労働政策審議会、若年者キャリア支援研究会で の行政資料	1,103	2,017	0	0	0	0	0
・雇用構造調査(高年齢 者雇用実態調査) 【大臣官房統計情報 部】		1956年 (高年齢者雇 用実態調査は 1974年に第1 回を開始)	高年齢者の雇用状況を把握す るとともに、改正高年齢者雇 用安定法施行後の事業所に おける実態を把握することよ り、今後の高年齢者雇用対 策・就業対策に資する。	・労働政策審議会、社会保障国民会議での行政 資料	17	2,312	0	0	0	0	0
・雇用構造調査(求職者 総合実態調査) 【大臣官房統計情報 部】		1956年 (求職者総合 実態調査は 1979年に第1 回を開始)	公共職業安定所に求職申し込 みを行った求職者の履歴、求 職理由、求職条件、求職申し 込み方法、教育訓練等の内容 等を調査し、今後の雇用対策 及び雇用保険事業の合理化 に資する。	・総合的雇用情報システム更改に伴う職業紹介 業務取り扱い要領改訂に係る基礎資料	1,043	3,848	0	0	0	0	0
・雇用構造調査(パート タイム労働者総合実態 調査) 【大臣官房統計情報 部】		1956年 (パートタイム 労働者総合実 態調査は1990 年に第1回を開 始)	パートタイム労働者の就業状 況の実態及び雇用管理の実 態を把握し、今後のパート タイム労働に関する施策の資料 とする。	・「厚生労働白書」 ・「労働経済の分析」	6,617	9,168	0	0	0	0	0

73

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の 実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・雇用構造調査(若年者 雇用実態調査) 【大臣官房統計情報 部】	郵送	平成18年事業所・企 業統計調査	事業所 票：層化 無作為抽 出 個人票： 抽出事業 所から無 作為抽出	16,886事業所 23,436労働者	本省一対象	不定期	約11ヶ月	約17ヶ月	(事業所 票) 58.6% (個人票) 65.1%
・雇用構造調査(高年齢 者雇用実態調査) 【大臣官房統計情報 部】	郵送	平成18年事業所・企 業統計調査	層化無作 為抽出	9,704事業所	本省一対象	不定期	約11ヶ月	約17ヶ月	(事業所 票) 66.9%
・雇用構造調査(求職者 総合実態調査) 【大臣官房統計情報 部】	調査員/郵 送	公共職業安定所に 求職申し込みを行っ た者	層化無作 為抽出	20,378人 (第1回、第2回とも同 じ)	第1回 本省一都道 府県労働局一公共職 業安定所一調査員一 対象 第2回 本省一対象	不定期 (第1回か ら第2回ま では半期)	第1回 約6ヶ月 第2回 約11ヶ月	約14ヶ月	(個人票) 第1回 65.4% 第2回 58.5%
・雇用構造調査(パート タイム労働者総合実態 調査) 【大臣官房統計情報 部】	調査員/郵 送	平成16年事業所・企 業統計調査	事業所 票：層化 無作為抽 出 個人票： 抽出事業 所から無 作為抽出	9,133事業所 24,469労働者	・本省一事業所一調 査員一公共職業安定 所一労働局一本省 (事業所票) ・調査員一事業所一 労働者一本省(個人 票)	不定期	12ヶ月	18ヶ月	(事業所 票) 72.8% (個人票) 54.9%

74

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備 考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票の送付・回収	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・雇用構造調査(若年者雇用実態調査) 【大臣官房統計情報部】		○	○		○			・平成21年調査 ・報告書は未発行なので、予定。
・雇用構造調査(高齢者雇用実態調査) 【大臣官房統計情報部】		○	○		○			平成20年調査
・雇用構造調査(求職者総合実態調査) 【大臣官房統計情報部】		○	○		○			・平成14年調査 ・回収率は有効回答率の数値
・雇用構造調査(パートタイム労働者総合実態調査) 【大臣官房統計情報部】		○	○		○			・平成18年調査 ・回収率は有効回答率の数値

75

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e-Stat分)	アクセス数 (H21年度労省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条
								32条	33条	
・雇用構造調査(派遣労働者実態調査) 【大臣官房統計情報部】		1956年 (派遣労働者実態調査は2004年に第1回を開始)	派遣先事業所の雇用の変化や派遣労働者への対応状況を把握するとともに、派遣労働者の就業の経歴や意識、賃金等の就業条件教育訓練等の実態を把握する。	・「厚生労働白書」 ・「労働経済の分析」 ・労働政策審議会「職業安定分科会労働力需給制度部会」の資料	7,776	5,310	1	1		
・雇用構造調査(企業における採用管理等に関する実態調査) 【大臣官房統計情報部】		1956年 (採用管理等に関する実態調査は2007年に第1回を開始)	企業における人材確保、特に正社員の中でも中核となる人材をいかに確保するかという点を中心に、採用方針、人材ニーズ等を把握し、今後の雇用対策に資する。	・雇用政策研究会での行政資料	2,017	3,730	0	0	0	0
・最低賃金に関する実態調査 【労働基準局】	31,827	ア 賃金改定状況調査 1978年 イ 最低賃金に関する基礎調査 1971年	本調査は、最低賃金法第28条により、最低賃金制度が円滑に実施されるように、厚生労働大臣にその実施が義務付けられている調査であり、低賃金労働者の賃金実態等を把握し、中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会における最低賃金の改定等の審議に利用されるために行われるものである。	ア 賃金改定状況調査 中央最低賃金審議会においては、毎年度の地域別最低賃金改定の目安の審議において、本調査結果を基に引上げ幅を決定している。 イ 最低賃金に関する基礎調査 地方最低賃金審議会においては、毎年度の地域別最低賃金額等の改定の審議において、本調査結果を基に引上げ幅を決定している。	1,310	6,214	0	0	0	0
・労働災害動向調査 【大臣官房統計情報部】	28,557	1952年	主要産業における労働災害の発生状況を明らかにする。	・「労働災害防止計画」 ・ILO国際労働統計家会議の採択内容に基づいた統計調査として実施	9,522	14,955	0	0	0	0

76

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・雇用構造調査(派遣労働者実態調査) 【大臣官房統計情報部】	調査員/郵送	平成18年事業所・企業統計調査	事業所票:層化無作為抽出 個人票:抽出事業所から無作為抽出	16,123事業所 13,656労働者	・本省一事業所一統計調査員一公共職業安定所一労働局一本省(事業所票) ・調査員一事業所一労働者一本省(個人票)	不定期	10ヶ月	12ヶ月	(事業所票) 72.7% (派遣労働者票) 67.0%
・雇用構造調査(企業における4採用管理等に関する実態調査) 【大臣官房統計情報部】	郵送	平成16年事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	7,022企業	本省一対象	不定期	約11ヶ月	約17ヶ月	(企業票) 62.0%
・最低賃金に関する実態調査 【労働基準局】	郵送/調査員	総務省による「事業所・企業統計調査」(平成18年)	層化無作為抽出	ア 約10,000事業所 イ 約100,000事業所	ア 本省一都道府県労働局一労働基準監督署一事業所 イ (往)本省一委託業者一事業所(復)事業所一都道府県労働局一本省	毎年6～7月	約2ヶ月	1～2ヶ月	ア 60.6% イ 79.5%
・労働災害動向調査 【大臣官房統計情報部】	オンライン/郵送	事業所・企業統計調査、労働保険適用事業場データを使用	層化無作為抽出	約30,000事業所、延べ約5,000工事現場	本省一対象	毎年7.1月(事業所調査:毎年1月、総合工事調査:毎年7.1月)	約5ヶ月	約10ヶ月	約70%

77

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票・様式印刷	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・雇用構造調査(派遣労働者実態調査) 【大臣官房統計情報部】		○	○		○			平成20年調査
・雇用構造調査(企業における4採用管理等に関する実態調査) 【大臣官房統計情報部】		○	○		○			平成19年調査
・最低賃金に関する実態調査 【労働基準局】		ア ○ イ ○	イ ○ (配布のみ)		ア ○ イ ○	ア ○		
・労働災害動向調査 【大臣官房統計情報部】		○			○		電話督促	

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条
								32条	33条	
・就労条件総合調査 【大臣官房統計情報 部】	25,767	2001年	主要産業における企業の労働 時間制度、定年制等及び賃金 制度等について総合的に調査 し、我が国の民間企業におけ る就労条件の現状を明らかに する。	・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章」 ・「高年齢者等職業安定対策基本方針」 ・「厚生労働白書」 ・「労働経済の分析」	31,359	7,168	2	1	1	
・労使関係総合調査・労働 争議統計調査 【大臣官房統計情報 部】	22,233				25,406		5	0	5	
・労働組合基礎調査 【大臣官房統計情報 部】		1947年	労働組合及び労働組合員の 産業、地域、加盟上部組合別 の分布等、労働組合組織の実 態を明らかにする。	・「労働政策審議会」の資料 ・労働大学講座の資料 ・「厚生労働白書」	10,846	387	0	0	0	
・団体交渉と労働争議に 関する実態調査(H19) 【大臣官房統計情報 部】		1983年	労働環境が変化する中での労働 組合の団体交渉の実態、労働 争議の手続等の状況を明らか にする。	・厚生労働行政施策における施策評価の指標	3,887	1,482	0	0	0	
・労働協約等実態調査 (H18) 【大臣官房統計情報 部】		1983年	労働環境が変化する中での労働 組合と使用者の間で締結され る労働協約等の締結状況、 締結内容及びその運用等の 実態を明らかにする。	・労働政策審議会労働条件分科会における資料	1,615	1,324	0	0	0	
・労働組合活動実態調査 (H22) 【大臣官房統計情報 部】		1983年	労働環境が変化する中での労働 組合活動の実態を明らかに する。	・厚生労働行政施策における施策評価の指標	1,319	1,373	0	0	0	

79

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の 実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・就労条件総合調査 【大臣官房統計情報 部】	郵送/調査 員	事業所・企業統計調 査を使用	層化無作 為抽出	約6,100企業	本省－民間事業者－ 対象	毎年	約10ヶ月	約12ヶ月	約70%
・労使関係総合調査・労働 争議統計調査 【大臣官房統計情報 部】	職員/郵送	なし	悉皆	約70,000組合(全数)	本省－都道府県－労働 主管理事務所－対象	毎年	約4.5ヶ月	約8ヶ月	100%
・労働組合基礎調査 【大臣官房統計情報 部】									
・団体交渉と労働争議に 関する実態調査(H19) 【大臣官房統計情報 部】	調査員/郵 送	労働組合基礎調査 名簿	層化無作 為抽出	約3,700労働組合	本省－都道府県－労働 主管理事務所－調査 員－対象	毎年 (5年ロー テーション)	約13ヶ月	約16ヶ月	70.6%
・労働協約等実態調査 (H18) 【大臣官房統計情報 部】	調査員/郵 送	労働組合基礎調査 名簿	層化無作 為抽出	約3,700労働組合	本省－都道府県－労働 主管理事務所－調査 員－対象	毎年 (5年ロー テーション)	約13ヶ月	約16ヶ月	65.1%
・労働組合活動実態調査 (H22) 【大臣官房統計情報 部】	調査員/郵 送	労働組合基礎調査 名簿	層化無作 為抽出	約3,500労働組合	本省－都道府県－労働 主管理事務所－調査 員－対象	毎年 (5年ロー テーション)	約13ヶ月	約16ヶ月	80.0%

80

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	書類審査・経費照会	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・就労条件総合調査 【大臣官房統計情報部】		○	○	○	○		20年度より公共サービス改革法に則り実施、調査対象企業名簿修正	
・労使関係総合調査・労働争議統計調査 【大臣官房統計情報部】		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○			労働争議統計調査分を含む
・労働組合基礎調査 【大臣官房統計情報部】		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○			予算額について、労使関係総合調査として計上
・団体交渉と労働争議に関する実態調査(H19) 【大臣官房統計情報部】		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○			・調査方法について平成23年は郵送(調査員なし)で実施予定 ・予算額について、労使関係総合調査として計上
・労働協約等実態調査(H18) 【大臣官房統計情報部】		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○			
・労働組合活動実態調査(H22) 【大臣官房統計情報部】		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○			予算額について、労使関係総合調査として計上

81

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年 Stat分)	アクセス数 (H21年度 労省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条
・労使コミュニケーション調査(H21) 【大臣官房統計情報部】		1972年	労使間の意思の疎通を図るためにとられている方法、その運用状況等、事業所側の意識及び労働者の意識等の実態を明らかにする。	・労働政策審議会労働条件分科会における資料 ・労働大学講座の資料	1,876	1,800	0	0	0	0
・労働組合実態調査(H20) 【大臣官房統計情報部】		1983年	労働組合の組織、組合役員、組合財政及び組合活動の実態を明らかにする。	・厚生労働行政施策における施策評価の指標 ・「労働経済の分析」	1,164	6,103	0	0	0	0
・労働争議統計調査 【大臣官房統計情報部】		1946年	我が国における労働争議の状況を調査し、その実態を明らかにして、労働行政推進上の基礎資料とする。	・労働政策審議会労働条件分科会における資料 ・ILOへ毎年報告 ・「厚生労働白書」における「安定した労使関係の形成等」の資料	4,699	5,774	0	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・労使コミュニケーション調査(H21) 【大臣官房統計情報部】	調査員/郵送	事業所・企業統計調査	層化無作為抽出	約5,500事業所、 約6,500労働者	本省一都道府県一労政主管事務所一調査員一対象	毎年 (5年ローテーション)	約15ヶ月	約19ヶ月	事業所調査 65.3% 労働者調査 61.7%
・労働組合実態調査(H20) 【大臣官房統計情報部】	調査員/郵送	労働組合基礎調査名簿	層化無作為抽出	約3,900労働組合	本省一都道府県一労政主管事務所一調査員一対象	毎年 (5年ローテーション)	約13ヶ月	約17ヶ月	64.6%
・労働争議統計調査 【大臣官房統計情報部】	郵送	なし	悉皆	47都道府県	本省一都道府県(労政主管課)	毎月	約8ヶ月	約10ヶ月	100%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備 考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	結果審査・検証開会	データ入力	集計	その他 (分類不能、置懸事項など)	
・労使コミュニケーション調査(H21) 【大臣官房統計情報部】		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○			予算額について、労使関係総合調査として計上
・労働組合実態調査(H20) 【大臣官房統計情報部】		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○			予算額について、労使関係総合調査として計上
・労働争議統計調査 【大臣官房統計情報部】		○	○ (本省から都道府県労政主管課への発送のみ)		○			

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年e- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条
・障害者雇用実態調査 【職業安定局高齢・障 害者対策部】	9,873 (H20)	1973年	主要産業の民営事業所の事 業主に対し、雇用している障 害者数、賃金、労働時間、雇 用管理上の措置等を調査する とともに、雇用されている障害 者本人に対し、職場環境・職 場生活、相談相手、将来の不 安等の実態把握を行い、今後 の障害者の雇用施策の検討 及び立案に資する検討資料を 得る。	・制度、施策の見直しの検討資料	1,203	6,972	0	0	0	0
・雇用均等基本調査 【雇用均等・児童家庭 局】	8,601	1988年	男女の雇用均等問題に係る雇 用管理の実態を把握する。	・少子化社会対策基本法に基づく「子ども・子育て ビジョン」など政策プランの目標達成状況の把握 (ポジティブ・アクションの取組状況、育児休業 取得率など) ・女性の活躍推進協議会において使用 ・H21年5月の育児介護休業法の法改正審議に おける国会答弁(育児休業の状況等) など	3,567	7,669	0	0	0	0
・労働経済動向調査(労働 経済と労働力需給の 動向に関する調査) 【大臣官房統計情報 部】	7,464	1966年	景気の動向、労働力の需給等 の変化が、企業の雇用に及ぼ している影響等を調査し、労働 経済全体の動向を把握し、迅速 かつ適切な雇用対策を講ず る基礎資料とする。	・月例経済報告、雇用・能力開発機構のあり方検 討会及び雇用政策研究会等の行政資料	25,507	12,876	0	0	0	0
・家内労働等実態調査 【雇用均等・児童家庭 局】	5,811 (H18)	1970年	全国の家内労働者の労働条 件等家内労働の実態を把握 し、家内労働対策を推進する ための基礎資料を得る。	・最低賃新設・改正計画策定時の検討資料 ・労働政策審議会雇用均等分科会家内労働部会 及び地方労働審議会における家内労働行政の 運営方針等家内労働の現況等についての検討 資料 ・家内労働法に係る周知啓発のための資料	1,180	3384	0	0	0	0

85

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の 実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
・障害者雇用実態調査 【職業安定局高齢・障 害者対策部】	職員／郵 送	事業所・企業統計調 査における5人以上 規模の事業所	産業別、 規模別に 一定精度 となるよ うに抽出	調査対象とされた事 業所とその事業所に 雇用されている身体 障害者、知的障害者 及び精神障害者 約7,500事業所	本省～都道府県労働 局－公共職業安定所 －対象	5年	1年	約1年4か月	事業所調 査 73.2% 個人調査 61.8%
・雇用均等基本調査 【雇用均等・児童家庭 局】	郵送	平成18年事業所・企 業統計調査	層化無作 為抽出	約6,000企業 約6,000事業所	本省－民間業者－対 象	毎年	9ヶ月	13ヶ月	企業71.1% 事業所 77.8%
・労働経済動向調査(労働 経済と労働力需給の 動向に関する調査) 【大臣官房統計情報 部】	オンライン/ 郵送	平成18年事業所・企 業統計調査	層化無作 為抽出	5,800事業所	本省－対象	毎四半期 (5, 8, 11, 2月)	約40日	約4か月	56.6%
・家内労働等実態調査 【雇用均等・児童家庭 局】	郵送	家内労働概況調査 により把握する家内 労働者	層化無作 為抽出	約2,900	本省～都道府県労働 局－対象	毎年。ただ し、来年度 以降は周 期調査に 変更予 定。	6ヶ月	6ヶ月	91.5%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備 考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票の回収・整理	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・障害者雇用実態調査 【職業安定局高年齢・障害者対策部】		○	○		○			前回調査は約7,500事業所が対象
・雇用均等基本調査 【雇用均等・児童家庭局】		○	○	○	○	○		
・労働経済動向調査(労働経済と労働力需給の動向に関する調査) 【大臣官房統計情報部】		○	○ (封入・封緘のみ)		○		電子調査票の作成	回収率は22年8月調査
・家内労働等実態調査 【雇用均等・児童家庭局】		○			○	○		

87

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年～ Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数	32条		33条	
								32条	33条	32条	33条
・労務費率調査 【労働基準局】	4,378 (H20)	1980年	労働保険の保険料の徴収等に関する法律第11条第3項に基づき、請負による建設の事業において労災保険料を算定する際に特例として「労務費率」を用いて算定することができることから、労災保険率の改定(原則3年に1度)に併せて労務費率の見直しを行っている。その見直しに当たって、建設の事業における労務費の実態を把握する。	・平成24年4月から適用する新労務費率への反映。	102	1,503	0	0	0	0	0
・港湾運送事業雇用実態調査 【職業安定局】	2,593 (H20)	1985年	港湾労働法(昭和63年法律第40号)第2条第2号の規定に基づく一般港湾運送事業、港湾荷役事業、はしけ運送事業及びびいかに運送事業並びに港湾運送関連事業を行う事業所について、当該事業に従事する労働者の雇用の実態を調査し、今後の港湾労働対策を推進するための基礎資料を得る。	・平成20年の新たな港湾雇用安定等計画の策定の際の検討資料 ・港湾労働対策を推進するための基礎資料	107	2,209	0	0	0	0	0
・賃金引上げ等の実態に関する調査 【大臣官房統計情報部】	1,941	1969年 (卒業見込者 数等調べ(前身の調査))	民間企業(労働組合のない企業を含む)における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握する。	・中央最低賃金審議会における参考資料 ・「労働経済の分析」	15,176	6,843	0	0	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の実施周期	公表時期 (基準日から公表までの期間)	報告書の公表までの期間	回収率
・労務費率調査 【労働基準局】	郵送	労働保険関係成立届	匿名無作為抽出	約1万事業場	本省一対象	3年	5ヶ月	—	52.4%
・港湾運送事業雇用実態調査 【職業安定局】	調査員	なし	悉皆	港湾労働法第2条第1項の規定に基づく港湾、すなわち東京港、横浜港、名古屋港、大阪港、神戸港及び関門港(6大港)において、港湾労働法第2条第2号の規定に基づく港湾運送事業及び港湾運送関連事業を行うすべての事業所 1,011所	本省一都道府県労働局—公共職業安定所—統計調査員一対象	5年	約3ヶ月	約3ヶ月	83.4%
・賃金引上げ等の実態に関する調査 【大臣官房統計情報部】	郵送	事業所・母集団DBを使用	匿名無作為抽出	約3,500企業	本省一対象	毎年	報告期限から3ヶ月余	報告期限から約6ヶ月	約50～60%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備 考
	調査の企画	調査用品の印刷	調査用品の配布・回収	調査票・様式・表紙の印刷	データ入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
・労務費率調査 【労働基準局】		○	○ (配布のみ)	○ (調査票のみ)	○	○		
・港湾運送事業雇用実態調査 【職業安定局】		○			○	○		
・賃金引上げ等の実態に関する調査 【大臣官房統計情報部】		○			○			

一般統計調査 (その他)

91

統計調査名	平成22年度 予算額 (千円)	調査開始年 (西暦)	調査の目的	PDCAサイクルの活用	アクセス数 (H21年a- Stat分)	アクセス数 (H21年厚労 省等HP分)	二次利用 件数		
								32条	33条
産業連関表作成基礎 調査 【大臣官房統計情報 部】	1,870 (H17) 2,101 (H18)	1975年	産業連関表作成のために、事業所がその事業活動に要した費用の内訳等の実態を把握し、産業連関表の作成における必要な部門別投入構造に関する基礎資料を得る。	・経済政策の策定、経済分析、経済予測等の基礎資料	118	2537	0	0	0

統計調査名	調査方法	母集団名簿の種類等	抽出方法	調査客体数	調査の流れ	調査の 実施周期	公表時期 (基準日から公表までの 期間)	報告書の公表までの 期間	回収率
産業連関表作成基礎 調査 【大臣官房統計情報 部】	郵送	①平成16年事業所・ 企業統計調査 ②衛生材料工業の 業界団体名簿	有意抽出	900事業所	本省一調査事業所	5年	-	-	53.2%

統計調査名	外部委託業務の内容(委託業務に○)							備 考
	調査の 企画	調査用品の 印刷	調査用品の 配布・回収	集票寄託・扶 養照金	データ 入力	集計	その他 (分類不能、留意事項など)	
産業連関表作成基礎 調査 【大臣官房統計情報 部】		○			○			総務省予算により実施

